

異常気象の激甚化が変えるリスク管理と事業機会

上席主任研究員 宮森 映理子

2026年夏、欧州は記録的な熱波と干ばつに見舞われた。ライン川では低水位による物流制約が発生し、フランス農業統計局によれば、同国のトウモロコシ生産は前年比35%減で1980年以来の水準となる見通しだ。また、欧州の原子力・火力発電所の一部では、冷却水の温度上昇や取水制限により出力抑制が行われるなど、異常気象が経済活動に与える影響の大きさを改めて示す事例となった。

異常気象が変える事業環境

異常気象が経済活動に及ぼす影響を鑑みると、その発生頻度や強度の変化は、企業の事業環境変化として無視できない。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によれば、気候変動によって、多くの地域で極端な高温や干ばつなどの異常気象が発生する頻度・強度・持続期間が増大する可能性が極めて高い。今年の欧州における熱波・干ばつも、IPCCが指摘する流れの中に位置づけられると言える。

今回の熱波・干ばつについて、気候科学者団体World Weather Attribution（WWA）は、春先から続いた異常な少雨に加え、高温による「蒸発散の増加」が影響を拡大させた可能性を指摘する。蒸発散作用が強まったことで土壌や河川から失われる水分量も増加し、結果として経済活動への影響も大きくなった。気候変動によって、同じ降雨条件であっても過去より大きな干ばつ被害が生じるのであれば、リスク管理の前提そのものが変化してきていると言える。企業としては、異常気象リスク自体の増大に加え、同程度の気象条件から生じる影響の大きさの変化も念頭に置く必要がある。

変化するリスク管理のあり方

異常気象リスクのあり方の変化が、事業環境に直結する業界の一つが、保険業界である。スイスの再保険会社Swiss Reによれば、異常気象等の自然災害による損失のうち保険でカバーされている割合は過去10年を通じて25%強と大きく変化していないが、カバー率の地域間格差が広がっている。欧州・中東・アフリカやアジア太平洋の先進国ではカバー率が増加した一方、その他は横ばい、北米ではむしろカバー率が低下した。実際、米国の一部の州では火災保険が成立しないケースが出てきている。保険監督者国際機構（IAIS）は、気候関連災害に伴う被害の増大により従来型の保険商品が成立しなくなる可能性を指摘しており、将来、米国の例のように従来型保険商品ではカバーできない範囲が広がり、リスクを引き受ける仕組み自体が大きく変わらざるを得ない可能性がある。

こうした状況を受けて、当然ながら保険業界もすでに手を打ち始めている。被害額の査定や調査を必要とせず、低コストかつ迅速に保険金を支払うことができるパラメトリック保険※の深化が一例である。AIや衛星データ、IoTセンサーなどの技術を用いて、降水量などの特定気象条件の変化がもたらす被害を事前に推定することで、保険金支払いの基準となる気象条件と支払額をより精緻に定めておくことが可能となった。これにより、従来型の保険では商品化できなかった地域や対象に向けて保険商品を提供できるようになりつつあり、これを機会としてとらえる企業も出てきている。

求められる気候変動適応の社会実装

もっとも、異常気象に対して企業が取るべき対応は、保険をかけることにとどまらない。あらかじめ対策することで、被害そのものを抑制することも重要だ。例えば、干ばつリスクの増大を受け、水使用効率の向上や水処理・再利用技術などの需要拡大が見込まれる。これらは目新しい技術ではないが、気候変動により干ばつリスクが高まる中で、それを必要とする地域や業界が増加する可能性は小さくない。なお、米ボストンコンサルティンググループは、2026~2030年の5年間の企業の適応・レジリエンス支出は全世界で年平均0.8~1.0兆ドルと推計しており、さらに2031~2035年の5年間には年平均支出が12%増加すると分析する。国ではなく企業がこれだけのまとまった額を支出する可能性があるという指摘は注目に値するだろう。この分析は、干ばつに限らない広範な異常気象リスクを対象にした分析であるものの、水関連ソリューションもこの支出の一角を占める。

気候変動対策としては、原因である温室効果ガスの排出削減や貯留といった「緩和策」への取り組みは引き続き重要である。しかし、すでに気候変動によって異常気象の頻度・強度・持続期間の増大が進んでいることを踏まえれば、企業は変化する事業環境に「適応」していくことも求められる。適応策は、防災関連のインフラ投資の文脈で語られやすいが、それには留まらない。本稿で見たパラメトリック保険や水使用効率向上技術、水処理・再利用技術は、気候変動適応策として今後必要とされうるソリューションの一例である。異常気象による被害を抑制するためには、こうした適応策を社会全体で普及させていくことが重要となろう。

※気象などの客観的な指標（パラメーター）が事前に定めた条件を満たした場合、実際の損害調査を行わずにあらかじめ決められた一定額の保険金を迅速に支払う仕組み

(執筆者プロフィール)

宮森 映理子 (Eriko Miyamori)

MIYAMORI-E@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：産業・技術、環境・エネルギー、商品市況、欧州

金融機関系シンクタンクに入社後、環境・エネルギー関連の調査・コンサルティング業務に従事。大手小売SPAを経て、2019年から丸紅経済研究所にて、サステナビリティ、一次産業、電力エネルギー等に関する調査分析と社内支援を担当。ライフサイクルアセスメント（LCA）分析をはじめとする定量分析を多数実施。2025年から26年に日本機械輸出組合ブラッセル事務所に出向。東京大学農学生命科学研究科修了（農学修士）。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。